

○名寄市立大学危機管理規程

平成21年7月1日

改正 平成30年6月6日

(目的)

第1条 この規程は、名寄市立大学（以下「本学」という。）において発生する様々な危機について、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法について必要な事項を定め、本学の学生及び教職員の安全確保を図るとともに、本学の社会的責任を果すことを目的とする。

(危機管理の対象)

第2条 この規程に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育及び研究活動の遂行に重大な支障のある事象
- (2) 学生、教職員及び近隣住民等の安全に関わる重大な事象
- (3) 施設管理上の重大な事象
- (4) 社会的影響の大きい事象
- (5) 本学に対する社会的信頼を損なう事象
- (6) その他前各号に相当する重大な事象

(危機管理のための学長等の責務)

第3条 学長は、本学における危機管理を統括し、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 副学長、保健福祉学部長及び事務局長は、学長を補佐し、本学の危機管理の充実に努めなければならない。
- 3 教職員は、その職務の遂行にあたり、危機管理に努めなければならない。

(危機管理の充実のための措置等)

第4条 学長は、法令及び関係する本学規程に従い、学生、教職員及び近隣住民等が本学に起因する危機により災害等を被ることのないよう、常に配慮しなければならない。

- 2 学長は、危機事象が発生した場合には、学生、教職員及び近隣住民等に対し必要な情報提供等を行うものとする。

(危機管理委員会)

第5条 学長は、本学における危機管理の実施に関し必要な事項を検討するため、危機管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の運営等に関し、必要な事項は別に定める。

(危機事象に関する報告等)

第6条 教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生する恐れがあることを発見した場合は、直ちに学長に報告しなければならない。

(危機対策本部の設置等)

第7条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断した場合は、速やかに当該事象に係る危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- 2 対策本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長、保健福祉学部長及び事務局長
- (3) その他学長が必要と認めた者

- 3 対策本部に本部長を置き、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
- 4 対策本部に副本部長を置き、学長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。
- 5 対策本部の事務は、事務局総務課が行う。
- 6 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(危機対策本部の権限)

第8条 対策本部は、本部長の指揮の下に迅速に危機に対処しなければならない。

- 2 教職員は、対策本部の指示に従わなければならない。
- 3 対策本部は、その事案処理に当たり、教授会等の審議を含め本学規程等により必要とされる手続を省略することができる。
- 4 前項の場合において、対策本部は、事案の対処の終了後に、教授会等に報告しなければならない。

(学長が不在の場合の措置)

第9条 学長が出張等により不在の場合は、学長があらかじめ指名した者が、この規程に基づき、危機管理に当たるものとする。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月6日)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。